

文教福祉常任委員会会議録

〔令和7年3月定例会〕

福岡県筑紫野市議会

筑紫野市議会 文教福祉常任委員会 審査日程

令和7年3月6日(木) 会場:第1委員会室

時 間	案 件		所 管 課	ページ
10:00	議 案 第27号	令和7年度筑紫野市奨学資金貸与事業特別会計予算 について	学校教育課	2
	議 案 第10号	筑紫野市子ども・子育て会議条例の一部を改正する条 例の制定について	こども政策課	7
	議 案 第11号	筑紫野市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する 基準を定める条例の一部を改正する条例の制定につい て	こども政策課	9
	議 案 第12号	筑紫野市介護保険運営協議会設置条例の一部を改正 する条例の制定について	高齢者支援課	11
	議 案 第13号	筑紫野市指定介護予防支援等の事業の人員及び運営 並びに指定介護予防等に係る介護予防のための効果 的な支援の方法に関する基準等を定める条例の一部を 改正する条例の制定について	高齢者支援課	13
	議 案 第14号	筑紫野市地域包括支援センターの包括的支援事業を実 施するために必要なものに関する基準を定める条例の 一部を改正する条例の制定について	高齢者支援課	14
	議 案 第18号	令和6年度筑紫野市介護保険事業特別会計補正予算 (第4号)について	高齢者支援課	18
	議 案 第28号	令和7年度筑紫野市介護保険事業特別会計予算につ いて	高齢者支援課	20
	所管事務 報 告	地域密着型サービス事業所の整備について	高齢者支援課	32
	所管事務 報 告	住民主体による介護予防・生活支援活動について	高齢者支援課	34
	所管事務 報 告	带状疱疹ワクチン定期接種及び助成事業について	健康推進課	37
	所管事務 調 査	新型コロナワクチン接種の副反応疑いについて	健康推進課	40
	所管事務 報 告	令和6年度外部評価委員会答申及び検討方針の報告 について	生活福祉課	43
所管事務 報 告	権利擁護支援の地域連携ネットワークづくりについて	生活福祉課	48	

令和7年第2回(3月)筑紫野市議会定例会
文教福祉常任委員会

○日 時

令和7年3月6日(木)午前10時00分

○場 所

第1委員会室

○出席委員(7名)

委員長	西村和子	副委員長	坂口勝彦
委員	原口政信	委員	古賀新悟
委員	檜木孝一	委員	吉村陽一
委員	春口茜		

○欠席委員(0名)

○傍聴議員(8名)

議員	上村和男	議員	八尋一男
議員	山本加奈子	議員	佐々木忠孝
議員	赤司祥一	議員	宮崎吉弘
議員	段下季一郎	議員	辻本美恵子

○出席説明員(18名)

教育部長	長澤龍彦	学校教育課長	江中誠
学校教育担当係長	鶴澤宏	こども部長	嘉村千穂
こども政策課長	岡嶋桐子	こども政策担当係長	原田典忠
保育担当係長	中村義弘	健康福祉部長	濱崎博文
高齢者支援課長	谷昌義	高齢者支援課長補佐	真鍋美香子
介護保険担当係長	荒尾正	指定指導担当係長	平嶋亮
健康推進課長	毛利早希	健康推進課長補佐	山田真理子
健康企画担当係長	松尾美琴	生活福祉課長	虫明しのぶ
地域福祉担当係長	山崎健太郎	障がい者福祉担当係長	山内徳章

○出席事務局職員(2名)

課長	高木美智子	主査	森敬
----	-------	----	----

開会 午前10時00分

○委員長（西村和子君） 皆様、おはようございます。定刻になりましたので、文教福祉常任委員会を開会いたします。

まず、傍聴の件を御報告いたします。本常任委員会に8名の議員が傍聴に出席していらっしゃいますので、御報告しておきます。

では、会議に入ります前に念のために申し上げますが、会議中、発言のある方は挙手していただき、委員長から指名を受けた後にマイクのスイッチを押して発言していただきますようお願いいたします。

今回も、議会だより原稿作成のための会議録を音声文字起こしソフトにより対応することにしておりますので、必ずマイクを使用した発言に心がけていただきたいと思います。よろしくをお願いいたします。

また、携帯電話等をお持ちの方は電源を切るかマナーモードをお願いいたします。

なお、本日の委員会閉会后、協議会事項として、議会だよりに掲載する案件についてほか3件を予定しておりますので、よろしくをお願いいたします。

それでは、お手元に配付しております日程に従い、本日の会議を進めます。

それでは、議題に入ります前に、長澤部長がお見えですので、まず御挨拶をいただき、出席職員の紹介をしていただきたいと思います。お願いします。

長澤部長。

○教育部長（長澤龍彦君） 皆様、おはようございます。教育部長の長澤でございます。

文教福祉常任委員会の委員の皆様におかれましては、日頃から教育行政の推進に御理解と御協力をいただき、誠にありがとうございます。

さて、本日の委員会では、議案1件の審査について審査をいただくこととなります。どうぞよろしくお願いいたします。

それでは、出席しております学校教育課の職員が自己紹介をいたします。

○学校教育課長（江中 誠君） おはようございます。学校教育課長の江中でございます。よろしくお願いいたします。

○学校教育担当係長（鶴澤 宏君） おはようございます。学校教育課学校教育担当係長の鶴澤です。よろしくお願いいたします。

○委員長（西村和子君） それでは、議案第27号、令和7年度筑紫野市奨学資金貸与事業

特別会計予算の件を議題といたします。本件について、執行部から説明をお願いいたします。

課長。

○学校教育課長（江中 誠君） それでは、議案第27号、令和7年度筑紫野市奨学資金貸与事業特別会計予算について御説明いたします。

学校教育課の常任委員会資料の2ページ目を御覧ください。

今、発信をしております。よろしいでしょうか。

まず、この筑紫野市奨学資金貸与制度について御説明をさせていただきます。

根拠法令につきましては、筑紫野市奨学資金貸与条例となっております。

事業の目的としましては、修学の意欲があるにもかかわらず、経済的理由によって進学または就学が困難な生徒に対して学資を貸与し、有用な人材の育成を図るものでございます。下の米印で記載しておりますが、福岡県教育文化奨学財団やその他の財団が行う奨学資金の貸与制度を補完するものでございます。

続きまして、奨学資金の種類及び金額でございますが、奨学資金の種類としましては、入学支度金と奨学金の2種類がございます。

貸与の上限額としましては、高等学校や大学で金額が違っておりまして、そちらに記載している金額となっております。

貸与につきましては、高校や大学に在学中に支給を行っておりますが、償還につきましては、その貸与が終わりまして6か月を経過した後から始まるといった制度でございます。

制度については、以上でございます。

それでは、予算につきまして、令和7年度筑紫野市特別会計予算書に沿って説明をさせていただきます。少しお待ちください。

今、発信しました。よろしいでしょうか。

特別会計予算書の29ページになります。

第1条により、歳入歳出予算の総額をそれぞれ655万7,000円と定めるものでございます。

詳細につきましては、歳入歳出予算事項別明細書に沿って御説明いたしますので、予算書34ページをお開きください。右下にページが振られていますので、34ページをお開きいただければと思います。

まず、歳入でございます。

1款財産収入1項財産収入1目利子及び配当金は1,000円を計上しております。こちら

は基金の運用利子を計上しております。

続きまして、2款繰入金1項繰入金1目一般会計繰入金は191万7,000円を計上しております。こちらは奨学資金特別会計の収入不足分を補うための一般会計からの繰入金でございます。

続きまして、3款繰越金1項繰越金1目繰越金は1,000円を計上しております。こちらは名目予算として計上しております。

最後に、4款諸収入1項貸付金元利収入1目貸付金元利収入は463万8,000円を計上しております。こちらは奨学金をお返ししていただく分になりますが、内訳としましては、少し右に目を移していただきまして、1節現年度分が305万1,000円、2節の滞納繰越分が98万7,000円、3節立替金返還金が60万円としております。

次のページをお開きください。

続きまして、歳出でございます。

1款事業費1項貸付事業費1目奨学資金貸付事業費としまして655万7,000円を計上しております。この内訳につきましては、10節需用費として4万6,000円、こちらは納付書の印刷製本費用でございます。11節役務費としましては7,000円、こちらは振込手数料でございます。

最後に、20節貸付金としまして650万4,000円を計上しております。この650万4,000円の内訳につきましては、常任委員会資料で説明いたしますので、少しお待ちください。

今、発信しました。常任委員会資料の3ページになります。

内訳につきましては、継続の貸付けが、高校生が7人、大学生が2人、合わせて9人で、合計額は252万円としております。続いて新規の貸付けとしましては、高校生6人、大学生2人を予定しておりまして、入学支度金として、高校生60万円と大学生24万円、奨学金としまして、高校生158万4,000円と大学生96万円。それと、入学支度金の立替金としまして60万円を計上し、新規の分の合計額は398万4,000円としております。継続分と新規分の合計で650万4,000円としておるところでございます。

なお、来年度に向けての新規貸付けの状況でございますけど、現在、高校生から3人、貸付けの申請が出ている状況でございます。

説明は以上でございます。御審議よろしくお願いたします。

○委員長（西村和子君） 御説明ありがとうございました。質疑のある方はいらっしゃいませんか。

坂口委員。

○副委員長（坂口勝彦君） 歳入のところなんですけど、4款1項1目の滞納繰越分なんですけど、これ滞納されてある方の理由とか、あと人数とかというのは分かるんでしょうか。

○委員長（西村和子君） 課長。

○学校教育課長（江中 誠君） 滞納されている方の人数につきましては、令和5年度になりますけど、43人ということになっています。理由としましては、いろいろはございますが、経済的理由で定期的な一定の金額は返すことができないというところで遅れている方ということが多いのかなと思っていますところでございます。

○副委員長（坂口勝彦君） それは把握されてあるんですね。

○学校教育課長（江中 誠君） そうですね。

○副委員長（坂口勝彦君） はい。

○委員長（西村和子君） ほかにありませんか。

古賀委員。

○委員（古賀新悟君） 基本的に他の財団からの奨学金の補完ということで、例えば福岡県の教育文化奨学財団は、どのくらいの幾らの奨学金額があるのかということが一つ知りたい。

それと、先ほどの滞納分で、一般償還金と同和対策償還金とを分けて書いてあるんですけども、これはどういう理由なのかというのを教えてください。

○委員長（西村和子君） 課長。

○学校教育課長（江中 誠君） 1点目の、ほかの奨学金の内容というのは、大変申し訳ございませんが、うちのほうでは把握はしておりませんが、そっちのほうをまずメインに考えていただいて、それでも不十分な方につきましては、こちらのほうで申し込んでいただいているという状況でございます。

あと、一般の分と同和対策の分で分けてるという部分でございますが、同和対策事業として実施していたというところがございますので、その分のときの滞納分と、一般に移行した後の滞納がございますので、そういう分で、一般分と同和対策分ということで分けさせていただいているところでございます。

以上でございます。

○委員長（西村和子君） いいですか。

○委員（古賀新悟君） はい。

○委員長（西村和子君） ほかにありませんか。

では、すいません、私のほうから一つ質問したいんですけど、貸付金のところの種別で、大学が私立が継続の2名になっていると思うんですね。前年度のを見ると、公立が1人で私立が1人だったと思うんですよ。そのまま考えると、継続というのは1人なのかなと。新規が入るといふなら分かるけど、どうして2人になっているのかが、ちょっと考え方のところかなと思うんですけど。

課長。

○学校教育課長（江中 誠君） 大学が4年間貸付けを行いますので、新規で去年された方は4年かけて奨学金を貸与する形になりますので、そういう形で高校は3年間、大学は4年間かけて対応していくので、それで、今現在、それでの継続分として、高校生として7人、大学生として2人おられるというところになっております。

○委員長（西村和子君） 違う、ごめんなさい、言い方が悪い。大学の私立の2名のところです。去年のを見ると、公立が1人、私立が1人ってなっていたんですよ。なので、私立の1人が継続というのは分かるけれど、新しく入るんだったら新規じゃないかと思うんですけど、継続になっているのが、どういう考え方なのかが分からない。

○学校教育課長（江中 誠君） 休憩よろしいですか。

○委員長（西村和子君） しばらく休憩します。

—————・—————・—————
休憩 午前10時14分

再開 午前10時15分
—————・—————・—————

○委員長（西村和子君） 休憩前に引き続き会議を再開します。

課長。

○学校教育課長（江中 誠君） 令和6年度に入った方は、令和7年度につきましては継続分として計上されますので、内訳としましては、私立の方が2名という形になります。

以上でございます。

○委員長（西村和子君） 分かりました。

ほかにはございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（西村和子君） なければ、質疑を打ち切ります。

ただいまから討論に入ります。

討論される方はいらっしゃいませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（西村和子君） それでは、討論を打ち切ります。

これより採決を行います。

議案第27号、令和7年度筑紫野市奨学資金貸与事業特別会計予算の件を原案のとおり可決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（西村和子君） 御異議なしと認めます。よって、本件は全員一致で可決すべきものと決しました。

それでは、しばらく休憩します。

—————・—————・—————
休憩 午前10時17分

再開 午前10時20分
—————・—————・—————

○委員長（西村和子君） 休憩前に引き続き会議を再開いたします。

議案第10号、筑紫野市子ども・子育て会議条例の一部を改正する条例の制定についてを議題といたします。

部長がお見えですので、御挨拶をお願いいたします。

部長。

○こども部長（嘉村千穂君） おはようございます。こども部の嘉村でございます。

本日は、議案2件を審議していただく予定でございますので、御審議の上、御可決賜りますようよろしくお願いいたします。

こども政策課より説明をさせていただきますが、職員が参っておりますので、自己紹介をいたします。

○こども政策課長（岡嶋桐子君） こども政策課長の岡嶋です。どうぞよろしくお願いいたします。

○こども政策担当係長（原田典忠君） 同じくこども政策担当係長の原田と申します。どうぞよろしくお願いいたします。

○保育担当係長（中村義弘君） 同じくこども政策課保育担当の中村と申します。よろしくお願ひいたします。

○委員長（西村和子君） よろしくお願ひいたします。

それでは、職員より、議案の説明をお願ひいたします。

課長。

○こども政策課長（岡嶋桐子君） では、提案内容補足説明書にて説明をさせていただきます。39ページをお開きください。通知をいたします。

○委員長（西村和子君） もう一回お願ひいたします。

○こども政策課長（岡嶋桐子君） 39ページをお開きください。

○委員長（西村和子君） 通知を、すいません、もう一回お願ひいたします。はい、来ました。

○こども政策課長（岡嶋桐子君） では、続けます。

今回の条例改正は、筑紫野市こども計画の策定に当たり、筑紫野市子ども・子育て会議の所掌事務に所要の変更を行うことに伴うものです。

主な変更内容は次のとおりです。

- 1、こども基本法第10条第2項に規定する市町村こども計画。
- 2、子ども・若者育成支援推進法第9条第2項に規定する市町村子ども・若者計画。
- 3、こどもの貧困の解消に向けた対策の推進に関する法律第10条第2項に規定する市町村計画。

なお、新旧対照表につきましては、40から41ページを御参照ください。

以上となります。御審議のほど、どうぞよろしくお願ひいたします。

○委員長（西村和子君） ありがとうございます。それでは、質疑のある方はいらっしゃいませんか。

檜木委員。

○委員（檜木孝一君） お疲れさまです。

会議条例の第2条の第2号を扱われて、そこの中にいろいろと事務を加えられるということでございますが、このことに関してではなくて、第3条の中で、会議委員ですね。次に掲げるもののうちから市長が委嘱するということで、ここでは2号が改正になっております。そして、1号が略となっておりますが識見を有する方、3号がその他必要と認める方というふうになつるというふうに思います。

それで、ここの中に、子どもなり若者の当事者を加える予定はないのかといったことを

お尋ねいたします。こども大綱等を見ても、当事者の意見を聞くことは大事だということをおうたっておりますので、見解を求めます。

○委員長（西村和子君） 課長。

○こども政策課長（岡嶋桐子君） 御意見ありがとうございます。

子ども、若者当事者の方の意見を聞くことは非常に重要と捉えておりますので、令和7年度の会議の中で、居場所づくりと併せて検討してまいりたいというふうに思っております。

以上でございます。

○委員長（西村和子君） よろしいですか。

ほかにございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（西村和子君） それでは、質疑を打ち切ります。

これより討論に入ります。討論される方はいらっしゃいますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（西村和子君） 討論を打ち切ります。

これより採決を行います。

議案第10号、筑紫野市子ども・子育て会議条例の一部を改正する条例の制定について、原案のとおり可決することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（西村和子君） 御異議なしと認めます。よって、本件は全員一致で可決すべきものと決しました。ありがとうございました。

続きまして、議案第11号、筑紫野市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定についてに入ります。

執行部より説明をお願いいたします。

課長。

○こども政策課長（岡嶋桐子君） では、こちらも提案内容補足説明書にて説明をさせていただきます。43ページをお開きください。ただいま通知をしております。

今回の条例改正は、児童福祉施設の設備及び運営に関する基準等の一部を改正する内閣府令の施行に伴い、家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準の一部改正が施行されましたので、本条例につきましても同様の改正を行うものです。

改正の内容は次のとおりです。

栄養士法の改正により、栄養士免許を取得せず管理栄養士となることが可能になることに伴い、栄養士の配置を求めている部分について、管理栄養士を追加するものです。

また、漢字で「障害」としていたものを、後半「害」の部分を平仮名に改めるものです。新旧対照表につきましては、44ページから45ページを御参照ください。

以上となります。御審議のほどよろしくお願いいたします。

○委員長（西村和子君） ありがとうございます。質疑はございませんか。

私のほうから。これ施行されたら、筑紫野市ではどんなふうな影響があると思込まれるんでしょうか。

課長。

○こども政策課長（岡嶋桐子君） 影響があるというか、もし管理栄養士さんを入れているところがあれば、栄養士さんの免許を申請しなくてよくなるというものなので、直接に関係はないかと思っております。

令和7年度以降、もし、筑紫野市の私立もしくは公立に栄養士なり管理栄養士が入るとなれば、管理栄養士の方は、先ほど申し上げたとおりで繰り返しになりますけれども、栄養士の免許申請の手続きが省かれる。なので、栄養士さん本人にとっても、それから、申請を受けていた都道府県にとっても負担が軽減されるというだけになります。

○委員長（西村和子君） 分かりました。

よろしいですかね。ほかにございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（西村和子君） そしたら、質疑を打ち切ります。

これより討論を行います。討論される方はいらっしゃいませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（西村和子君） 討論を打ち切ります。

これより採決を行います。

議案第11号、筑紫野市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定について、原案のとおり可決することに御異議はございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（西村和子君） 御異議なしと認めます。よって、本件は全員一致で可決すべきものと決しました。ありがとうございます。

職員入替えのため、しばらく休憩いたします。

休憩 午前10時28分

再開 午前10時29分

○委員長（西村和子君） 休憩前に引き続き会議を再開いたします。

議案第12号、筑紫野市介護保険運営協議会設置条例の一部を改正する条例の制定の件を議題といたします。

部長がお見えですので、御挨拶をお願いいたします。

部長。

○健康福祉部長（濱崎博文君） おはようございます。健康福祉部の濱崎でございます。

本日、健康福祉部につきましては、議案5件、所管事務調査報告6件について御審議をお願いするものでございます。長時間にわたりますが、よろしく御審議賜りますようお願い申し上げます。

それでは、説明職員として高齢者支援課より職員が参っておりますので、自己紹介をさせていただきます。

○高齢者支援課長（谷 昌義君） おはようございます。高齢者支援課長、谷と申します。どうぞよろしく申し上げます。

○高齢者支援課長補佐（真鍋美香子君） おはようございます。同じく高齢者支援課高齢者福祉担当係長の真鍋といいます。よろしく申し上げます。

○介護保険担当係長（荒尾 正君） 同じく介護保険担当係長の荒尾と申します。よろしくをお願いいたします。

○指定指導担当係長（平嶋 亮君） 高齢者支援課指定指導担当係長の平嶋です。よろしく申し上げます。

○委員長（西村和子君） よろしく申し上げます。

それでは、執行部より説明をお願いいたします。

課長。

○高齢者支援課長（谷 昌義君） 議案第12号、筑紫野市介護保険運営協議会設置条例の一部を改正する条例の制定について御説明いたします。

議案書は59ページになります。提案内容補足説明書は47ページとなります。内容につき

ましては、文教福祉常任委員会説明資料で説明させていただきます。2ページをお開きください。

資料の両協議会の概要に記載しておりますが、設置の目的にありますとおり、介護保険運営協議会におきましては、介護保険事業計画の策定などの介護保険事業の運営に関すること、地域包括支援センター運営等協議会においては、地域包括支援センターの運営に関すること及び地域密着型サービスに関する事項について審議を行ってきております。

現在、両協議会において同様の議案を審議することも多く、それぞれの議案についても相互に関連性もあるため、一つの協議会において総合的に審議を行うほうが各事業の円滑な運営に資すると考えられるため統合するものでございます。

なお、委員の構成につきましては、両協議会とも関係する団体から委員の推薦をいただいておりますが、今年度末で委員の任期も満了いたしますので、任期満了に伴い、両協議会の委員を合わせて一つにするような形で考えております。

以上、議案第12号、筑紫野市介護保険運営協議会設置条例の一部を改正する条例の制定についての説明となります。御審議のほどよろしくお願いいたします。

○委員長（西村和子君） ありがとうございます。質疑のある方はいらっしゃいませんか。

坂口副委員長。

○副委員長（坂口勝彦君） 委員会資料の1ページの両協議会の概要のところなんですけど、開催が年1回程度、これ両方とも年1回程度となっているんですけど、これ今後は統合することによって、年間、増やすような予定というのは、これ1回でいいのかなというちょっと質問なんですけど。

○委員長（西村和子君） 課長。

○高齢者支援課長（谷 昌義君） 協議内容は増えますので、場合によっては増えることも想定しております。

○委員長（西村和子君） ほかにございませんか。

私から一つ質問させてください。

委員の構成ですけれど、少し両方に違いがあるようなんですけれど、これ今から検討されるようなんですけれど、どんな方向で検討されるのでしょうか。

課長。

○高齢者支援課長（谷 昌義君） 基本的には、両協議会の構成員がそれぞれ違いがある

ところも含めて、両方の構成員を合わせた形での構成にしたいと思っております。

人数等については、ちょっと調整が必要になるかと思っております。

以上です。

○委員長（西村和子君） 両方が全部入るという感じで。

○高齢者支援課長（谷 昌義君） はい。

○委員長（西村和子君） 分かりました。

ほかにございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（西村和子君） では、質疑を打ち切ります。

これから討論に入ります。討論される方はいらっしゃいますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（西村和子君） 討論を打ち切ります。

これより採決を行います。

議案第12号、筑紫野市介護保険運営協議会設置条例の一部を改正する条例の制定の件について、原案のとおり可決することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（西村和子君） 御異議なしと認めます。よって、本件は全員一致で可決すべきものと決しました。ありがとうございました。

では、続きまして、議案第13号、筑紫野市指定介護予防支援等の事業の人員及び運営並びに指定介護予防等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準等を定める条例の一部を改正する条例の制定の件を議題といたします。

執行部より説明をお願いします。

課長。

○高齢者支援課長（谷 昌義君） 議案第13号、筑紫野市指定介護予防支援等の事業の人員及び運営並びに指定介護予防等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準等を定める条例の一部を改正する条例の制定について御説明いたします。

議案書は61ページ、62ページとなります。提案内容補足説明書は51ページとなります。

今回、筑紫野市介護保険運営協議会設置条例の一部改正に伴い、条例改正を行うものです。

改正の内容は、指定介護予防支援の委託に当たっては、中立性及び公平性を確保するた

めに、地域包括支援センター運営等協議会の議を経ることとなっており、地域包括支援センター運営等協議会が介護保険運営協議会と統合することから改正するものです。

新旧対照表は52ページになります。お読み取りをお願いします。

以上、議案第13号の説明を終わらせていただきます。御審議のほどよろしく申し上げます。

○委員長（西村和子君） ありがとうございます。質疑のある方はいらっしゃいませんか。ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（西村和子君） なければ、質疑を打ち切ります。

ただいまから討論を行います。

議案第13号について、討論される方はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（西村和子君） 討論を打ち切ります。

これより採決を行います。

議案第13号、筑紫野市指定介護予防支援等の事業の人員及び運営並びに指定介護予防等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準等を定める条例の一部を改正する条例の制定の件について、原案のとおり可決することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（西村和子君） 異議なしと認めます。よって、本件は全員一致で可決すべきものと決しました。

続きまして、議案第14号、筑紫野市地域包括支援センターの包括的支援事業を実施するために必要なものに関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定の件を議題といたします。

執行部より説明をお願いいたします。

課長。

○高齢者支援課長（谷 昌義君） 議案第14号、筑紫野市地域包括支援センターの包括的支援事業を実施するために必要なものに関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定について御説明いたします。

議案書は63ページ、64ページになります。提案内容補足説明書は53ページになります。

提案内容補足説明書の53ページを基に説明させていただきます。

今回、介護保険法施行規則及び指定介護予防支援等の事業の人員及び運営並びに指定介護予防支援等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準の一部を改正する省令の一部改正及び筑紫野市介護保険運営協議会設置条例の一部改正に伴い、条例の改正を行うものでございます。

介護保険法施行規則及び指定介護予防支援等の事業の人員及び運営並びに指定介護予防支援等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準の一部を改正する省令の改正の内容は、地域包括支援センターの職員について人材確保が困難となっている現状を踏まえ、3職種の配置は原則としつつ、常勤換算での配置や複数の圏域を合算した職員配置等、柔軟な職員配置が可能となるように改正するものでございます。

また、地域包括支援センターの運営につきましては、筑紫野市地域包括支援センター運営協議会の議を経ることになっており、筑紫野市介護保険運営協議会設置条例の一部改正に伴い、地域包括支援センターの運営協議会が介護保険運営協議会と統合することから改正するものでございます。

新旧対照表は54ページ、55ページになります。お読み取りをお願いいたします。

以上、議案第14号についての説明を終わらせていただきます。御審議のほどよろしくお願ひします。

○委員長（西村和子君） ありがとうございます。では、質疑のある方はいらっしゃいませんか。

副委員長。

○副委員長（坂口勝彦君） この3職種の配置は原則としつつ、柔軟な職員配置が可能となるというところなんですけど、この3職種以外の方で、例えば何か資格が要るとか、そういうことというのは、全く何もなくても全然大丈夫な対応ができるんでしょうか。

○委員長（西村和子君） 課長。

○高齢者支援課長（谷 昌義君） 基本的には、3職種に認知症地域支援推進員という方がいらっしゃいますので、その方々での任用でやっております。

○委員長（西村和子君） ほかにございませんか。

吉村委員から。

○委員（吉村陽一君） 今、この3職種が地域包括支援センターで配置されていないところは、今のところはないですね。はい。大丈夫、確認だけで。

○委員長（西村和子君） 古賀委員。

○委員（古賀新悟君） 今、この地域包括支援センターと4か所で、今、3か所ですね。あそこの桜台のところの、あそこを統括するというか、というところなんですけれども、今、どのような状態になっているのかということと、もし、そこに何か拠点みたいなものがあったとしたら、そこに人員が配置されているかというのを、ちょっとお聞きいたします。

○委員長（西村和子君） 課長。

○高齢者支援課長（谷 昌義君） 今、旧アシスト桜台圏域という言い方していますが、そこにつきましては、ちくしの荘が人員を別に確保して運営をしております。

将来的には、できるだけ早い時期に、旧アシスト桜台のほうにも独立した拠点を構えてやっていきたいというふうに考えております。

○委員長（西村和子君） 古賀委員。

○委員（古賀新悟君） 今のところは拠点は無いということですかね。

○委員長（西村和子君） 課長。

○高齢者支援課長（谷 昌義君） 拠点は、今、ちくしの荘と同じところで運営しておる形になりますね。

○委員長（西村和子君） 課長。

○高齢者支援課長（谷 昌義君） あわせて、カミーリヤのほうに部屋を常時確保しておりまして、相談がある場合については、そこに赴いてできるような体制は取っております。

○委員長（西村和子君） 常時ではなくて。

○高齢者支援課長（谷 昌義君） 常時です。

○委員長（西村和子君） 常時。

古賀委員。

○委員（古賀新悟君） 今、赴いてというふうに言われたんですけど、常時いらっしゃるといことですね、相談員の方が。

○委員長（西村和子君） 課長。

○高齢者支援課長（谷 昌義君） 説明を修正します。

部屋を確保しておりまして、常駐はしておりませんので、相談があったときに、カミーリヤで話をする必要があるときには、そちらに赴いてやっているような状況でございます。

○委員長（西村和子君） 原口委員。

○委員（原口政信君） 包括支援センターの活動の仕方を分かってもらうために、もとも

と構えとる三つの支援センターに、向こうから相談に来るわけではないんですよね。こっち側から赴いて、いわゆる自宅訪問したり、相談があったときに行くほうだから、向こう側から来ていただくということではないということで、少々範囲が広くてもこちらから伺いますよということをきちっと言っとかんと、支援センターが四つあって、そこに相談業務があって、出ていかないかんとというふうに勘違いされている方もおられますのでですね。ほとんどが民生委員さんとか、区長さんとか、そういった福祉関係者から経由して包括支援センターのほうに、こういう方が相談されていますよということで連絡が来たら出ていくというほうなんでしょう。もともとこれも前からそうなんですけど。そこをきちっとしとかんと、相談に行けるものと思ってという方もおらっしゃるけん。支援センターの活動の在り方をちょっときちんと伝えとったほうがいいのかないかなというふうに思っています。

○委員長（西村和子君） 課長。

○高齢者支援課長（谷 昌義君） ありがとうございます。

原口委員おっしゃるとおり、基本的には、現場に赴いての対応を大切にしておりますので、相談に来られる際については、赴くことが大半となっている状況でございます。ありがとうございます。

○委員長（西村和子君） センターに行って相談することも可能は可能なんですよ。

○高齢者支援課長（谷 昌義君） 可能です。

○委員長（西村和子君） 分かりました。

ほかにございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（西村和子君） ないようですので、質疑を打ち切ります。

それでは、ただいまより討論を行います。討論される方はいらっしゃいませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（西村和子君） 討論を打ち切ります。

これより採決を行います。

議案第14号、筑紫野市地域包括支援センターの包括的支援事業を実施するために必要なものに関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定の件について、原案のとおり可決することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（西村和子君） 御異議なしと認めます。よって、本件は全員一致で可決すべき

ものと決しました。

それでは、議案第18号、令和6年度筑紫野市介護保険事業特別会計補正予算（第4号）についてを議題といたします。

執行部より説明をお願いいたします。

課長。

○高齢者支援課長（谷 昌義君） 議案第18号、令和6年度筑紫野市介護保険事業特別会計補正予算について御説明いたします。

補正予算書は15ページからになります。提案内容補足説明書は63ページをお開きください。

補正予算書の15ページ、第1条です。歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ1億6,932万3,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ78億9,692万7,000円とするものでございます。

提案内容補足説明書の63ページに沿って、歳出補正予算の主な内容を説明いたします。

補正予算書は27ページになります。

2款1項2目地域密着型介護サービスの給付についてです。地域密着型の施設や通所型サービスの年間利用見込み件数の増加により、5,228万円を増額するものでございます。

2款1項3目施設介護サービス給付費についてです。特別養護老人ホーム等の介護施設の利用に対して給付するものですが、年間利用見込み件数の増加により、1億3,550万7,000円を増額するものです。

6款1項1目予備費についてです。補正予算の歳入と歳出の差を充足するため、6,135万5,000円を減額するものでございます。

配付させていただいております文教福祉常任委員会説明資料の2ページをお開き願います。

表の上段になりますが、12月までの実績を基に年間の見込み件数を算定した表になります。当初見込み件数の計4,947件でしたが、実績を基にした決算見込み件数は5,178件と、231件の増加が見込まれるため、給付費を増額するものです。

表の下段になりますが、12月までの実績を基に年間の見込み件数を算定した表になります。当初見込み件数の計6,837件、でしたが、実績を基にした決算見込み件数は7,056件と、219件の増加が見込まれるため、給付費を増額するものです。

続きまして、歳入予算補正の主な内容を説明します。

提案内容補足説明書は63ページになります。補正予算書は23ページからになります。

4款1項1目介護給付費負担金現年度分4,602万5,000円を増額するものでございます。歳出として説明しました施設介護サービス給付費などの増加に対して、国の負担金の増額を計上するものでございます。

5款1項1目介護給付費交付金現年度分6,213万4,000円を増額するものです。同じく施設介護サービス給付費などの増加に対して、支払基金交付金、これは40歳から64歳までの保険料に当たるものですが、その負担金の増額を計上するものでございます。

以上、議案第18号、令和6年度筑紫野市介護保険事業特別会計補正予算についての説明となります。御審議のほどよろしく申し上げます。

○委員長（西村和子君） ありがとうございます。説明をいただきましたが、質疑のある方はいらっしゃいませんか。

副委員長。

○副委員長（坂口勝彦君） これ増えた要因というか、何か増えた要因というのが分かれば教えていただきたいんですけど。

○委員長（西村和子君） 課長。

○高齢者支援課長（谷 昌義君） 増えた要因につきましては、高齢化に伴うものだというふうに考えております。

補足します。高齢化に伴い、介護認定者、そういった方々が増えることによって、施設サービスの利用者が増えたものというふうに推定しております。

○副委員長（坂口勝彦君） じゃあ、今後も増えていく可能性ありますよね。

○委員長（西村和子君） いいですか。

○副委員長（坂口勝彦君） はい。

○委員長（西村和子君） ほかにございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（西村和子君） なければ、質疑を打ち切ります。

これより討論を行います。討論される方はいらっしゃいませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（西村和子君） 討論を打ち切ります。

これより採決を行います。

議案第18号、令和6年度筑紫野市介護保険事業特別会計補正予算（第4号）の件を原案

のとおり可決することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（西村和子君） 御異議なしと認めます。よって、本件は全員一致で可決すべきものと決しました。

それでは、議案第28号、令和7年度筑紫野市介護保険事業特別会計予算の件を議題といたします。

執行部より説明をお願いいたします。

課長。

○高齢者支援課長（谷 昌義君） 議案第28号、令和7年度筑紫野市介護保険事業特別会計予算について説明させていただきます。

令和7年度筑紫野市特別会計予算書は36ページからになります。

文教福祉常任委員会説明資料3ページをお開き願います。

令和7年度介護保険事業特別会計の円グラフでございます。歳入歳出額79億2,927万2,000円について、主要予算科目の構成比をグラフにしております。

上の円グラフは、歳入でございます。

65歳以上の第1号被保険者の介護保険料が23.6%、18億7,410万5,000円です。40歳から64歳までの第2号保険者の保険料である支払基金交付金は25.5%で20億2,461万6,000円でございます。第1号、第2号の介護保険料が歳入の約50%となり、残り約50%を国、県、市の負担などになります。国庫支出金は19.5%で15億4,762万2,000円、県支出金は14.1%で11億1,579万8,000円、市の負担などである繰入金は17%で13億4,836万2,000円となります。

下は歳出でございます。

歳出の約89.8%を占めるのが保険給付費で71億1,886万2,000円です。地域支援事業費が7.3%で5億7,840万4,000円でございます。

それでは、歳入から説明させていただきます。

予算書の41ページをお開き願います。

主なものを説明させていただきます。

1 款介護保険料 1 目第1号被保険者保険料、18億7,410万5,000円です。

2 款分担金負担金 3 目認定審査会負担金、725万6,000円は、筑紫野市より筑紫地区の介護認定審査会事務局に派遣している職員の給与などの負担金でございます。

4 款国庫支出金 1 目介護給付負担金、12億8,121万9,000円は、介護給付に関する国の負担割合でございます。

42ページをお開き願います。

2 項国庫補助金の 1 目から説明させていただきます。調整交付金、8,923万2,000円は、75歳以上の高齢者の割合や所得の低い高齢者の割合などで、市町村ごとに介護保険財政の調整を行うため、国から交付される補助金でございます。

地域支援事業交付金（総合事業）につきましては、7,613万9,000円は、介護保険や生活支援サービス費に対する国からの交付金でございます。

3 目地域支援事業交付金、7,223万6,000円は、地域包括支援センターの運営や認知症施策に対する国からの交付金でございます。

4 目保険者機能強化推進交付金、903万3,000円につきましては、介護保険における自治体の財政的インセンティブとして、市町村の様々な取組の達成状況を評価し、高齢者の自立支援、重度化防止等に関する取組を推進するための交付金でございます。

5 目介護保険保険者努力支援交付金、1,976万3,000円につきましては、4 目と同様の目的で交付されるものですが、こちらは認知症施策や生活支援体制整備など、総合事業以外の事業において活用できる交付金でございます。

次に、5 款支払基金交付金の 1 目介護給付費交付金、19億2,182万8,000円は、40歳から64歳の第 2 号被保険者の介護保険料でございます。

6 款県支出金 1 項県負担金 1 目介護給付費負担金、10億3,209万3,000円は、介護給付費に対する県の負担割合分でございます。

43ページをお開きください。

7 款繰入金 1 項一般会計繰入金 1 目介護給付費繰入金、8 億8,973万5,000円は、介護保険事業に対する市の負担金でございます。国、県同様に負担割合に応じて計上しております。

2 目その他一般会計繰入金、2 億1,858万1,000円は、職員給与費繰入金です。職員給与及び事務費は市の負担となります。

3 目低所得者保険料軽減繰入金は、6,796万6,000円は、低所得者の介護保険料の負担軽減のための繰入金です。

2 項基金繰入金 1 目基金繰入金、8,837万5,000円は、歳出に対して歳入が不足する場合、介護給付費準備基金積立金を取り崩して繰り入れるものでございます。

44ページをお開きください。

一番下の段になりますが、9款諸収入、雑入、雑入、967万2,000円につきましては、委託して高齢者等へお弁当を配達している配食サービスの利用者負担金でございます。

以上、歳入合計は79億2,927万2,000円となり、前年度と比較して3億6,699万2,000円の増額となります。

続きまして、歳出について説明をさせていただきます。

45ページをお開きください。

1目一般管理費、1億2,604万9,000円でございます。介護保険事業に対する人件費等でございます。

46ページをお開きください。

2段目になります。賦課徴収費、495万2,000円は、保険料納入通知に要する経費でございます。

3項介護認定審査会費 1目介護認定審査会費、3,831万2,000円は、介護認定審査会運営に伴う職員の人件費、筑紫地区5市で運営している介護認定審査会事業に対する負担金などでございます。

47ページをお開きください。

1目認定調査費、5,609万9,000円は、認定調査職員7名の報酬や主治医の意見書作成資料等でございます。

48ページをお開きください。

2款保険給付費でございます。1項介護サービス等諸費は、要介護1から5の方を対象とした介護サービスの費用でございます。

主なものとして、1、居宅介護サービス給付費、28億7,848万9,000円は、ホームヘルプやデイサービス等の在宅サービスの費用でございます。

2、地域密着型介護サービス給付費、10億1,564万4,000円は、住み慣れた地域で生活を続けるために、本市の市民が利用できる事業所におけるサービスの費用でございます。

3目施設介護サービス給付費、22億4,894万5,000円は、入所施設におけるサービスを受ける費用でございます。

飛んで、6、居宅介護サービス計画給付費、2億8,142万5,000円は、サービスを受けるためのケアプランの作成費用でございます。

続きまして、2項介護予防サービス等諸費は、要支援1、2の方を対象とした介護サー

ビスの費用でございます。

主なものとして、1、介護予防サービス給付費、2億7,259万4,000円は、通所リハビリテーション、ショートステイ等の給付費でございます。

49ページをお開き願います。

2段目になります。1目高額介護サービス費、1億9,727万4,000円は、要介護1から5の方の利用者負担金が高額になったときに上限額を超えた分を支給する費用でございます。

5項の高額医療合算介護サービス等費の高額医療合算介護サービス費でございます。2,670万2,000円は、医療と介護の利用料を重複して支払う方が高額になったときに、上限額を超えた分を支給する費用でございます。

予算書の50ページをお開きください。

2段目の3款地域支援事業費でございます。地域支援事業費につきましては、文教福祉常任委員会説明資料の7ページに事業の説明や実績を記載しておりますので、御覧ください。

予算書に伴いまして、また、説明をさせていただきます。

1項介護予防・生活サービス事業費1目介護予防・生活支援サービス事業費でございます。3億3,184万8,000円は、要支援1、2の方などの総合事業対象者が利用するホームヘルプやデイサービスなどの費用でございます。具体的には、訪問サービスAとして掃除等の生活支援、通所サービスCとしてカミーリヤで開催する足腰元気になろう塾を委託するものでございます。

予算書の右のページでございますが、18節補助金として、住民主体の介護予防・生活支援サービス事業費補助金を新規事業で240万円計上しております。地域の支え合いによる介護予防・生活支援を地域が主体的に取り組む場合に、その経費の一部を補助します。利用者のうち要支援1、2等の該当者が過半数を超える自治会等については、総合事業である介護予防・生活支援サービス事業として支出します。

この事業につきましては、後ほど、報告の中で詳しく説明させていただこうかと思いません。

2項一般介護予防事業費1目一般介護予防事業費、3,148万8,000円は、原則65歳以上の方ならどなたでも受けられるサービスで、カミーリヤの健康トレーニング室やプールを使った指導及び地域の集いの支援事業に係る経費を計上しております。

具体的には、介護予防普及啓発事業では、介護予防活動支援として、地域サロン等へ地

域包括支援センター職員や音楽レクリエーションの講師を派遣しております。

また、ちくしの元気教室、ミニ元気教室として、公民館で地域と共同で実施する運動教室を開催しており、健康づくり運動サポーターを派遣しております。

また、カミーリヤ運動指導室は、健康推進課、国保年金課とともに業務を委託しており、介護予防分の委託費を当課で計上しております。

51ページを御覧ください。

予算書の右ページでございますが、地域介護予防活動支援事業の18節補助金として、住民主体の介護予防・生活支援サービス事業費補助金を新規事業で680万円計上しております。先ほどの240万円と内容は同じですが、自治会の利用者の方の内容によって予算計上が変わってきております。

次に、3項、包括的支援事業・任意事業費につきましては、1目包括的・継続的ケアマネジメント事業費、1億965万4,000円は、地域包括支援センター委託料、地域包括支援センターシステムの保守委託料、基幹系システムの標準化に伴うシステム改修費用でございます。

52ページを御覧ください。

2目地域支援事業、任意事業費、5,597万2,000円は、法令の趣旨に沿って市町村が必要と判断し実施する事業で、高齢者の地域における自立した日常生活の支援を行う事業の費用でございます。

具体的には、高齢者無料法律相談や、お弁当を配達する配食サービス事業、ひとり暮らしの高齢者等に緊急通報装置を貸与し緊急時に対応する緊急通報システム委託料、介護相談員派遣事業として、介護相談員が介護保険施設を定期的に訪問し、利用者や御家族の話を聞き問題の改善を図る事業、及び成年後見人支援などの事業を行うものでございます。

今回、介護給付費適正化業務の強化に向けて、事務補助員1名を増員して対応します。

3目認知症総合支援事業、433万6,000円は、具体的には、認知症初期集中支援事業推進事業として、医療や福祉に携わる専門職が自宅を訪問し、困り事を伺い、生活を支援する事業を委託しております。また、認知症地域支援ケア向上事業として、ものわすれ相談事業を行っており、筑紫医師会に所属するかかりつけ医において、認知症に関する相談対応ができるよう研修を実施した医師をものわすれ相談医として登録する事業でございます。また、介護を考える家族の会の活動支援を行うものでございます。

53ページを御覧ください。

4目生活支援体制整備事業、2,397万円は、地域の支え合い活動を推進するために生活支援コーディネーターを配置して、支え合いのまちづくりを推進する事業でございます。高齢者支援課に配置した生活支援コーディネーターの人件費、生活支援体制整備委託料の1,438万1,000円は、社会福祉協議会に2名配置している生活支援コーディネーターの人件費等を含めた委託と、新規事業として社会資源情報のデータ化について委託するものでございます。

5目在宅医療・介護連携推進支援事業費、336万8,000円は、地域で必要な医療介護サービスを継続的、一体的に受けることができる体制づくりを推進する事業で、筑紫地区5市で筑紫医師会に委託するものでございます。

以上が3款地域支援事業費の内訳となります。

以上で歳出合計は79億2,927万2,000円となり、前年度と比較して、歳出と同様に3億6,699万2,000円の増額となっております。

以上が歳出歳入の主な項目についての説明になります。

参考資料としまして、高齢者人口・介護認定者数の推移、保険給付費の推進を掲載しております。

説明用資料の6ページを御覧ください。

上の表につきましては、高齢者人口・介護認定者数の推移でございます。

第1号被保険者数、要介護認定者数、サービス受給者数、サービス利用件数、全てにおいて、令和元年度以降も右肩上がりに上昇しています。この状況を踏まえ、令和7年度の推計についても、全ての人数を前年度より増加すると見込んでおります。

下の表につきましては、保険給付費の推移でございます。

総合的にサービスの利用者が増加していることから、令和7年度のサービス費の推計についても合計では増加を見込んでおります。

最後に、債務負担行為についてでございます。

予算書に戻っていただき、38ページをお開き願います。

令和7年度に社会資源情報をデータ化したシステムを導入し、ホームページで市民に公開する予定としております。次年度以降も継続して利用できるよう、システムの保守管理委託として、令和8年度から9年度の複数年にわたり契約締結が必要なことから、限度額として580万8,000円を債務負担行為として計上したものでございます。

以上、令和7年度筑紫野市介護保険事業特別会計予算の説明となります。御審査のほど

よろしく申し上げます。

○委員長（西村和子君） 御説明ありがとうございました。説明いただきましたが、質疑のある方はいらっしゃいませんか。

副委員長。

○副委員長（坂口勝彦君） 結構あるんですけど、いいですか。

説明ありがとうございました。まず、ちょっと1点目が、歳入のところなんですけど、4款2項5目介護保険保険者努力支援交付金なんですけど、これが前年度から比べると340万円ぐらい増えているんですけど、この努力支援というのは、具体的にどういった内容なのかというのが、まず1点お聞きします。

○委員長（西村和子君） 真鍋係長。

○高齢者支援課長補佐（真鍋美香子君） 御説明させていただきます。

保健者努力支援交付金と、その前の保険者機能強化推進交付金、こちらの二つの交付金につきましては、毎年、国が実績の評価をするようになっておりまして、今回、予算が努力支援で増えているのが、主には、介護予防に関する事業が、今まで保険者機能強化推進事業の中の評価に入っていたんですけども、それが努力支援事業のほうに移行しておりますので、努力支援のほうの歳入のほうが増えている状況になっております。

○副委員長（坂口勝彦君） ありがとうございます。質問を続けていいですか。

○委員長（西村和子君） どうぞ。

○副委員長（坂口勝彦君） 次の44ページ、これも歳入なんですけど、9款3項3目の雑入のところなんですけど、1節の雑入ですね。ここが配食サービス事業食材費ってなっています。これ1食430円、お弁当代というさっき説明があったんですけど、歳出のほうの52ページ、これも3款3項2目2事業費ですか、ここの19節扶助費の委託料のところなんですけど、ここの配食サービス業務委託料というところが1,879万8,000円となっています。ここには恐らくお弁当代もさっき御説明ありました。それに加えて見守り料として500円たしかついていたというふうにはちょっとお聞きをしたんですけど、それがこの中に入っているのかというのを、まず、お聞きします。

○委員長（西村和子君） 課長。

○高齢者支援課長（谷 昌義君） 御指摘のとおり、こっちに見守り料500円も入っております。

○副委員長（坂口勝彦君） ありがとうございます。このお弁当代の430円と、この見守

り料の500円という、この根拠はどういった根拠なのでしょう。

○委員長（西村和子君） 係長。

○高齢者支援課長補佐（真鍋美香子君） お弁当の食材費については、委託業者と協議をして決められている金額になります。

見守りの費用については、配達員、それと昨今、燃料費等が上がっておりますので、配達等に係る諸経費で1件当たり積算をしております。

○副委員長（坂口勝彦君） ちょっと思ったんですけど、この430円はお弁当なんですけど、この500円というのも、今とにかく物価高にもなっているんで、果たしてこの500円で、私、個人的にはちょっと安いんじゃないかなと思って、ちょっとお聞きをしました。

○委員長（西村和子君） 今のは質問ですか。

○副委員長（坂口勝彦君） いや、いや、もう分かりました。

それと、もう一つ質問いいですか。

○委員長（西村和子君） どうぞ。

○副委員長（坂口勝彦君） そのまま歳出のところの3項認知症総合支援事業の交付金なんですけど、認知症の人の家族に対する支援事業交付金、これ15万4,000円なんですけど、これは見守り合いシールですかね。ちょっと確認したいんですが。

○委員長（西村和子君） 係長。

○高齢者支援課長補佐（真鍋美香子君） それについては、介護を支える家族の会の活動資金になります。

○副委員長（坂口勝彦君） すいません、ちょっと抜けたんですけど、ページが戻るんですけど、51ページですね。51ページの3款3項1目の包括的・継続的ケアマネジメント支援事業費の委託料、ここが1億965万4,000円ってなっているんですけど、今、4か所から3か所になって、この金額自体が予算自体が多いのか少ないのかという、この算出の根拠をちょっと教えていただきたいと思います。

○委員長（西村和子君） 真鍋係長。

○高齢者支援課長補佐（真鍋美香子君） 包括的・継続的ケアマネジメント支援事業費の地域包括支援センターの委託料自体は、昨年度に比べて委託料は上がっております。全体の金額が昨年と比べて下がっているのは、今年度、システム改修のお金がかかっておりますので、その分が上がっているんで、今回、一旦下がったように見えていると思います。

○副委員長（坂口勝彦君） ありがとうございます。

○委員長（西村和子君） よろしいですか。

○副委員長（坂口勝彦君） はい。

○委員長（西村和子君） ほかにございませんか。

吉村委員。

○委員（吉村陽一君） すいません、最後に御説明があった社会資源情報誌データ化業務委託ですかね。これは新しい事業になりますか。この内容って、もう少し詳しくお伺いすることって可能ですか。

○委員長（西村和子君） 課長。

○高齢者支援課長（谷 昌義君） 社会資源情報システムのデータ化につきましては、今現在、民生委員さんとかに社会資源情報誌というのを紙で配らせてもらっています。これは印刷媒体ですので、更新頻度が少ないのと、もっと広く市民の方に情報は提供できたほうがいいじゃないかなということで、今回、インターネット公開のための委託をするものがございます。

○委員長（西村和子君） 吉村委員。

○委員（吉村陽一君） じゃ、これが施政方針の中に載っていた社会資源の情報を共有する、あの部分という形でいいですかね、捉えて。分かりました。

○委員長（西村和子君） ほかにございませんか。

檜木委員。

○委員（檜木孝一君） お疲れさまです。

先ほど、令和7年度における65歳以上の高齢者と被保険者と要介護者の推計の数字が出ておりましたですね。数値が出ておりました。これをパーセントに直したら何%というふうに推計されておるのかを、まず、お尋ねをいたします。

推計資料。パーセントでは持ってないですか。高齢化率が何%になるというパーセントと、それと要介護認定率の1号が何%になるというのは出されてないですかね。

○委員長（西村和子君） しばらく休憩します。

—————・—————・—————
休憩 午前11時21分

再開 午前11時23分
—————・—————・—————

○委員長（西村和子君） 休憩前に引き続き会議を再開します。

課長。

○高齢者支援課長（谷 昌義君） 高齢化率の推移につきましては、高齢者福祉計画の中で、令和7年度は27.6%になると推計しております。介護認定率につきましては、それに準じて増加していくものという形で考えております。

以上です。

○委員長（西村和子君） よろしいですか。

どうぞ、檜木委員。

○委員（檜木孝一君） ありがとうございます。

それと、いろいろと事業のある中で、地域支援事業ということで、市独自の施策を展開をされる予定ということになっております。その中の一つに認知症の総合支援事業というものが組み込まれておるところでございます。

お尋ねしたいのは、市独自の認知症施策推進計画、努力義務になっとうというふうに思いますが、これをお尋ねしたところ、第10期の介護保険の事業計画に合わせて策定を進めてまいりますというお話をいただいております。

この中で策定進めていくということでございますので、この第10期の係るスケジュール、大まかなスケジュールで結構でございますので、お話をお願いいたします。

○委員長（西村和子君） 課長。

○高齢者支援課長（谷 昌義君） 第10期のスケジュールにつきましては、来年度から調査を始めまして、事業所さんだったりとか市民のアンケートを取ったり、そういった形で計画をしており、再来年度から実際の作成を進める予定でございます。

以上です。

○委員長（西村和子君） ほかにございませんか。

じゃ、すいません、私のほうから幾つか質問させてください。

まず、予算書のところの52ページだったと思うんですけど、緊急通報システムのところなんですけれど、市民の方で近隣のケアマネジャーをされている方が、筑紫野市はシステムが遅れているのではないかと。大野城とか春日のほうでは、通報があると、ヘルパーが訪問して対応するようにしていると。それで、非常にほかのところに影響がなくて、その時点ですぐ収まるようになっているんだけど、筑紫野市はちょっと遅れているのではないかとこの御指摘をいただいているんですけど、実態としてどうなっているのか、7年度に向けてどういう計画かというのをちょっと教えていただきたいなと思います。1点目で

す。

課長。

○高齢者支援課長（谷 昌義君） 緊急通報システムにつきましては、6年度から、それまでは近隣の方に連絡をお願いしていたんですが、夜間とかそういった対応できない場合もございますので、警備会社に委託をしまして、必要に応じて駆けつけるという体制を整えております。

具体的には、緊急通報が入った場合につきましては、コールセンターのほうで状況を聞き、緊急の場合については警察や消防署に連絡する必要があります。そこで現場に赴く必要がある場合につきましては、近隣の方々のもとと登録された方にも連絡をいたすことがあります。夜間とかそういった形については、まず警備会社が駆けつけるということにしております。

また、近隣の方々の負担も重いということですので、今現在については、そういった駆けつけるサービスをしておりますので、なるべく親戚とか、そういった親子兄弟、そういった方々への登録に切り替えて、ほぼそういった形で進んでおるような状況です。

○委員長（西村和子君） 利用者としては、評価とかそういうのは聞かれていますか。

課長。

○高齢者支援課長（谷 昌義君） 利用者からは、お世話する関係者の方々とかについては、負担が減っているものとして、話合いの末にしていまいますし、遠くにいらっしゃる親戚の方々も連絡取れるようになりましたので、そういった面では評価を得ているというふうに感じております。

○委員長（西村和子君） ありがとうございます。

あと2点ほど伺いたいんですけど、委員会資料のほうの当初予算の歳入のところですけど、保険者機能強化推進交付金というのが減っているようなんですけど、これが減った理由が何かというのと、それから、一番下のところの雑収入のところの第三者納付金、これについてちょっと説明をお願いしたいと思います。

以上です。

○高齢者支援課長（谷 昌義君） ちょっと休憩お願いします。

○委員長（西村和子君） はい。

休憩 午前11時29分

再開 午前11時30分

○委員長（西村和子君） 休憩前に引き続き再開します。

荒尾係長、お願いします。

○介護保険担当係長（荒尾 正君） 第三者納付金につきまして御説明させていただきます。

これにつきましては、第三者行為、求償事務というのがございまして、例えば事故とかで介護保険のサービスを利用するとなる方につきましては、通常、本人様は1割とか3割負担していただいて、残りの9割とか7割を市が負担するんですけども、そういった場合に、事故の原因としては加害者がいらっしゃって、加害者のほうが原因でそういった介護のサービスが必要になったという方につきましては、市が負担する分も加害者のほうに請求するというふうな形で対応していくんですけども、その分の入ってくるお金になります。だから、通常はあまりない。もしそういった事故があって介護サービスが利用された方が発生した場合には、こういった形の納付金が発生する形になります。

○委員長（西村和子君） 交通事故で医療保険の使うときの考え方と同じような考え方。

○介護保険担当係長（荒尾 正君） 一緒です。

○委員長（西村和子君） その場合、本人は何も払わなくて、加害者のほうが全額、医療の場合は払うじゃないですか。これは、介護保険もそうなるということですか。

○介護保険担当係長（荒尾 正君） そうですね、同じ制度にはなってます。

○委員長（西村和子君） 本人は何の負担もなくということ。

○介護保険担当係長（荒尾 正君） 基本的に市のほうの負担分について、相手方のほうに、加害者のほうに請求するものになります。

○委員長（西村和子君） 分かりました。

ほかにございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（西村和子君） なければ、質疑を打ち切ります。

ただいまから討論を行います。

議案第28号、令和7年度筑紫野市介護保険事業特別会計予算の件について、討論される方はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（西村和子君） 御異議なしと認めます。よって、本件は全員一致で可決すべきものと決しました。

しばらく休憩いたします。

————— . ————— . —————
休憩 午前11時33分

再開 午前11時43分
————— . ————— . —————

○委員長（西村和子君） 休憩前に引き続き会議を再開いたします。

それでは、所管事務報告に入りたいと思います。

地域密着型サービス事業の件について、高齢者支援課から報告をお願いしたいと思います。

課長。

○高齢者支援課長（谷 昌義君） 地域密着型サービス事業所の整備について御説明いたします。

常任委員会説明用資料の8ページをお開き願います。

筑紫野市高齢者福祉計画・第9期介護保険事業計画では、令和6年度から令和8年度までの3年間に整備する介護サービス事業所を定めています。令和6年度に行いました公募の結果を報告いたします。

公募期間は、令和6年11月1日から11月29日まででございます。

決定した事業者及び施設の概要でございます。

1、定期巡回・随時対応型訪問介護看護につきましては、株式会社土屋が採択決定後に辞退されております。

小規模多機能型居宅介護につきましては、事業者は株式会社H&H、設置予定地は紫、開設予定時期は令和8年2月となっております。小規模多機能型居宅介護とは、通いを中心に訪問や泊まりを提供することにより、在宅生活を支えるサービスでございます。月額包括報酬となっており、柔軟なサービスができることが特徴でございます。

地域密着型特定施設入居者生活介護につきましては、事業者は株式会社公信社、設置予定地は山家、開設予定時期は令和8年2月となっております。地域密着型特定施設入居者生活介護は、介護付有料老人ホームのことで、老人ホームの職員が直接入居者に介護サービスを提供する施設でございます。

次に、第9期介護保険事業計画における整備事業につきましては、資料の表に示しておるとおりでございます。

令和6年度に応募がなかったサービス及び辞退されましたサービスにつきましては、令和7年度に改めて公募を行いたいと考えております。

以上で説明は終わります。御審議よろしく申し上げます。

○委員長（西村和子君） ありがとうございます。説明いただきましたが、質疑のある方いらっしゃいませんか。

吉村委員。

○委員（吉村陽一君） この2と3の規模というか、受入れの人数を教えてくださいと思います。

○委員長（西村和子君） 平嶋係長。

○指定指導担当係長（平嶋 亮君） 定員につきましては、小規模多機能型居宅介護、地域密着型特定施設入居者生活介護ともに29名となっております。

以上でございます。

○委員長（西村和子君） ありがとうございます。

ほかにございませんか。

なかったら、私のほうからよろしいでしょうか。

なかなか巡回訪問というのが業者が決まらなくて、筑紫野市は残念な状況が続いていると思うんですが、採択された後に辞退されたという土屋さんというのが、どうして辞退されたの、せっかく応募されたということで、できると思われたんじゃないかと思うんですけど、辞退された理由が分かるのかということと、この2番目、3番目の会社というのの本社はどこにある会社なのかということをお願いします。

課長。

○高齢者支援課長（谷 昌義君） 株式会社土屋が辞退した理由につきましては、定期巡回型サービスの収益性の問題で、法人として今後の方針を見直すという説明を受けております。土屋さん自体は全国に展開している事業所でございます。

以上です。

○委員長（西村和子君） お願いします、平嶋係長。

○指定指導担当係長（平嶋 亮君） 株式会社H&Hにつきましては、筑紫野市内でございます。株式会社公信社につきましては、福岡県の小竹町でございます。

以上です。

○委員長（西村和子君） ありがとうございます。

ほかにありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（西村和子君） それでは、質疑を打ち切ります。ありがとうございます。

引き続き、所管事務報告、住民主体による介護予防・生活支援活動の件について説明をお願いします。

課長。

○高齢者支援課長（谷 昌義君） 住民主体による介護予防・生活支援サービスについて説明させていただきます。

文教福祉委員会説明資料の9ページを御覧ください。

まず最初に、この図につきましては、筑紫野市における地域包括ケアシステム全体を表示したものでございます。高齢者の住まいを中心に、介護、医療、介護予防、生活支援等がありますが、地域医療や介護、医療の連携、介護施設や介護保険サービスの充実、地域包括支援センターによる相談体制の充実により、一体的に提供できるように推進しております。

これまで地域においては、介護予防や高齢者の見守りを重点に進んできましたので、今後は地域の支え合いによる生活支援の取組を進めていきたいと考えております。

既に現在、地域において、サロンや生活支援の取組を独自に行われているところもございますが、その活動をさらに発展し継続していただくことを目的として、地域の支え合いによる生活支援及び地域で行う生きがいつくり、介護予防活動と生活支援をつなぐ新たな支援策として、住民主体による介護予防生活支援サービス事業を実施することとしております。

10ページを御覧ください。

この図は、元気な高齢者が、介護が必要になるまでどのような支えがあるかというのを簡単に示した図でございます。

図の左側でございますが、元気な高齢者につきましては、地域の活動に参加したりとか、買物したり、旅行したり、比較的助けを借りずに自由に生活ができる状態であると思えます。しかし、図の右側になりますと、要介護状態とかになりますと、本人の状態に合わせた介護サービスを利用しつつ生活していくことが必要となります。

今回の事業につきましては、元気な状態から要介護状態になる間において、介護サービスを受けながら地域の活動にも参加できるよう、地域の介護予防や生活支援の活動、助け合い活動などを支援することを目的としているものでございます。

11ページを御覧ください。

住民主体による介護予防・生活支援サービスの概要について御説明いたします。

この事業の目的は、介護保険サービスと併せてコミュニティ運営協議会や自治会が実施する地域の支え合いによる介護予防生活支援サービスを提供することで、高齢者が住み慣れた地域で安心して自立した暮らしを続けられるよう、地域が主体的に取り組む場合に、その経費の一部を補助するものとしております。

事業の概要につきましては、地域の支え合いによる生活支援またはサロンなどの介護予防の取組に加え、日常的な買物や暮らしの困り事の手助けなど、生活支援を行うコミュニティ運営協議会や自治会に対し、立ち上げや安定して活動ができるよう補助していくものでございます。

12ページを御覧ください。

補助金の内訳ですが、まず、事業の立ち上げに必要な経費として初年度に10万円、活動の運営補助費として、生活支援のみを行う場合は、一月の利用者の人数に応じて5,000円から2万円の範囲で補助します。

下段につきましては、サロンなどの介護予防と生活支援を一緒にする場合につきましては、上記の生活支援に関する補助に加えて、介護予防に係る補助として1回当たり5,000円で上限を2万円として補助します。

なお、現在、社会福祉協議会からサロン運営補助金を補助されている場合につきましては、高齢者支援課と社協と協議を行いながら、本事業の切替えをお願いしていこうというふうに考えております。

加算費としましては、活動する利用者の中で、要支援1、2や同程度の方の参加者が過半数を超える場合、生活支援に加え買物支援を行う場合、それにつきましては、それぞれ月額5,000円を加算させていただきたいと思っております。

備考として、コミュニティ運営協議会が同様の事業を実施する場合、補助の対象とするとともに、市と一緒に自治会の立ち上げ支援や自治会間の相互調整や情報交換などのコミュニティ内のコーディネートを実施する場合については、コミュニティ運営協議会に対して10万円を補助したいと考えております。

同様に、コミュニティ運営協議会自体がこれらの取組をする場合につきましては、自治会同様の補助金で支援させていただきたいと思っております。

資料が事前にお配りしていたものが、補助金申請の取りまとめ等々を実施するコミュ協はということで、紙資料をお配りさせていただいてるものがありますが、若干修正させていただきまして、コミュニティ運営協議会が自治会の支援をする場合につきましては10万円という形に訂正させていただきたいと思えます。

令和7年度の予算額は920万円を計上しており、対象の想定数は、生活支援のみの団体は11団体、生活支援と介護予防を一体に実施する団体につきましては10団体としております。

今後は、各コミュニティ運営協議会や自治会、サロンや生活支援を実施している団体などに説明を行っていくとともに、地域の相談に応じながら、活動が広がっていくよう働きかけを行ってまいりたいと思えます。

以上で説明を終わらせていただきます。

○委員長（西村和子君） ありがとうございます。質疑のある方はいらっしゃいませんか。

じゃ、いいですか。立ち上げの支援をする事業が予定されていますよね。あれとの関係で言うと、どうなるんですか。

課長。

○高齢者支援課長（谷 昌義君） 西村委員が言われているのはモデル事業のことじゃないかなと思えますが、この事業と並行して、コミュニティ運営協議会の方々とお話をしながら重点区域を定めつつ、2地域ほど支援してまいりたいと考えております。

どこを選定するかにつきましては、これまで取り組んできた内容等、コミュニティ運営協議会と図りながら選定していきたいというふうに考えております。

よろしいでしょうか。

○委員長（西村和子君） それと、ずっと立ち上げの支援が必要じゃないかというのを訴えてきたんですが、この時期になったというのは、もう何か今年が、25年度が目標の最終年度というか、締切りみたいな感じだと思うんですけど、もう少し早くできなかった理由というのは、どういうことでしょうか。

課長。

○高齢者支援課長（谷 昌義君） 生活支援の取組につきましては、コミュニティ運営協

議会等を通じながら、独自の支援等をいろいろ検討していったところでございます。以前から重点区域を進めていくに当たって、福祉分野のコミュニティ運営協議会の方々とそれぞれテーマを決めていただきながら進めてきていたんですが、筑紫地区に取り組むことになったときに、重点区域の中で生活支援の取組をしたいという経緯になっております。

それに合わせて、介護保険事業の中で何かできないかということ考えたときに、この事業というのを取り組んでみようという話になったところで、25年、区切りではありますが、今後ずっとそれを進化、継続していく必要が、推進していく必要がありますので、これからの事業として、今後、深めていこうというふうに考えていくところでございます。

○委員長（西村和子君） ほかにございませんか。いいですか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（西村和子君） じゃあ、ありがとうございます。

それでは、13時まで休憩したいと思います。

休憩 午前11時58分

再開 午後1時00分

○委員長（西村和子君） 休憩前に引き続き会議を再開します。

所管事務報告、带状疱疹ワクチン定期接種及び助成事業についてに入ります。

部長がおいでですので、御挨拶をお願いします。

濱崎部長。

○健康福祉部長（濱崎博文君） 皆さん、お疲れさまでございます。

午前中に引き続き、健康福祉部でございます。健康推進課より説明職員が参っておりますので、自己紹介をさせていただきます。

○健康推進課長（毛利早希君） 健康推進課課長の毛利と申します。よろしくお願いいたします。

○健康推進課長補佐（山田真理子君） 健康推進担当係長の山田と申します。よろしくお願いいたします。

○健康企画担当係長（松尾美琴君） 健康企画担当係長の松尾と申します。よろしくお願いいたします。

○健康福祉部長（濱崎博文君） どうぞよろしくお願いいたします。

○委員長（西村和子君） それでは、執行部から説明をお願いします。

課長。

○健康推進課長（毛利早希君） 带状疱疹ワクチン定期接種及び助成事業について御説明をいたします。

お手元の資料の1枚目を御覧いただきたいと思います。

令和7年4月1日から带状疱疹ワクチンに関する事業を開始いたします。

大きく二つの内容に分かれております。予防接種法に基づく定期接種と、市で独自に実施をする助成事業の二つの内容になってございます。

初めに、定期接種について御説明をいたします。

こちらは带状疱疹が予防接種法のB類疾病に位置づけられたことに伴い実施をするものです。

まず、対象者についてですが、国の定める定期接種の対象者は、資料記載のとおり、65歳以上については、70歳、75歳、80歳など5歳刻みの年齢とされておりますが、本市では独自の取組として、65歳以上は全年齢を対象とするよう拡大をしております。

これにより、66歳から69歳、71歳から74歳など5歳刻みのはざまの年齢の方にも、国の定める対象年齢を待たずに、より早く接種を受けていただくことが可能になります。

あわせて、60歳から64歳までのヒト免疫不全ウイルスによる免疫の機能の障がい者を有する人、こちらは国の定めるとおりの対象となっております。

次に、自己負担額についてですが、2種類のワクチンのうち、どちらか1種類を1度のみ接種をいただけます。生ワクチンは4,900円の1回接種、組換えワクチンは1万円の2回接種と見込んでおります。自己負担金の額については、筑紫地区では統一の金額となります。近隣他市の金額を参考に、近日中に確定をする予定としておりますので、現時点では見込額ということで御了承いただければと思います。

なお生活保護世帯と住民税非課税世帯については無料で接種していただけるように考えております。

助成方法は、接種前に市に申請をしていただいた上で、医療機関で接種を受け、医療機関に自己負担金をお支払いいただく形となっております。

接種場所は、市が指定する予防接種実施機関となります。

次に、助成事業についてでございます。

こちらは、定期接種の対象年齢に満たない50歳から64歳までの方に、市独自で接種費用

の助成を行うものになります。

50歳以降に帯状疱疹の罹患率が高くなることから、希望される方がより早く接種をできるよう支援することを目的としております。

対象者は50歳から64歳までの方となっております。

助成額は、生ワクチンは4,000円を1回、組換えワクチンは1万円を2回まで、いずれか1種類のワクチンを1度のみ助成するものとしております。

助成方法につきましては、定期接種事業とは異なりまして、医療機関で接種を受け、一旦接種費用全額をお支払いの上で、市に助成金の申請をしていただくこととしております。

接種場所は、予防接種実施の医療機関とし、市の指定はございません。

内容の説明については以上でございます。

○委員長（西村和子君） ありがとうございます。では、説明いただきましたが、質疑のある方はいらっしゃいませんか。

坂口副委員長。

○副委員長（坂口勝彦君） 説明ありがとうございます。この帯状疱疹ワクチンは、本当に取り組んでいただいてありがとうございます。また、内容も、市独自の助成事業もされてあって、本当によかったなと思います。

あと、前々からちょっと思っていたんですけど、これ一回聞いたことあるかもしれないんですけど、生ワクチンと組換えワクチンというのは、その人にとっては生ワクチンがいいですよとか、組換えワクチンがいいですよとかって、そういうふうな捉え方でいいんでしょうか。

○委員長（西村和子君） 課長。

○健康推進課長（毛利早希君） 生ワクチン、組換えワクチンにつきましては、効果の程度、予防効果に若干違いが出てございます。例えば、生ワクチンは接種後1年時点の予防効果が6割程度、組換えワクチンは9割程度。生ワクチンですと接種後5年時点で4割程度、組換えワクチンは接種後5年時点でも9割程度の予防効果。そして予防効果が持続しまして、接種後10年時点で、組換えワクチンについては7割程度まで予防効果が発揮できるというところになっております。

ただし、ワクチンの特徴としまして、生ワクチンについては接種ができない方がいらっしゃいます。病気や治療により免疫が低下している方については生ワクチンは接種ができないということになっております。

以上でございます。

○副委員長（坂口勝彦君） ありがとうございます。

○委員長（西村和子君） ほかにございませんか。

檜木委員。

○委員（檜木孝一君） 大変すばらしい取組だというふうに思います。ありがとうございます。

それで、市独自の事業が、上の部分と下の部分でございますけれども、市の持ち出しの予算額とか、これ予算審査とかぶるかもしれませんけれども、市持ち出しの事業費をお尋ねしてよろございますか。

○委員長（西村和子君） 課長。

○健康推進課長（毛利早希君） 定期接種の事業につきましては、基本的に、定期接種については交付税措置が3割なされるというところで、それ以外は全て一般財源という、計算上ではございますけれども、そうなっております。任意接種の助成事業につきましては全て市の財源というところになっております。

補足ですが、定期接種の枠組みの中で、市独自の拡大をさせていただいている分についても全て市の財源というところになっております。

○委員長（西村和子君） ほかにございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（西村和子君） ないようですので、どうもありがとうございました。

それでは、次に、所管事務調査で、新型コロナワクチン接種の副反応の疑いの件についてお願いします。

課長。

○健康推進課長（毛利早希君） 新型コロナワクチン接種の副反応疑いについて御説明をいたします。

本日、説明させていただく内容につきましては、令和3年2月17日の接種開始から令和7年2月25日現在までの累計の実績に基づくものでございます。

それでは、資料を御覧いただきたいと思います。

まず、初めに、健康被害救済給付についてでございます。

相談件数が25件、申請件数が15件となっております。このうち3件は、本市の予防接種健康被害調査委員会にて健康被害に該当しないとの判断で却下をされております。

そのため、国への進達件数は12件、進達したもののうち認定されたものが8件、否認が3件、まだ国からの結果が来ていないものが1件でございます。

認定された8件につきましては、全て医療費及び医療手当の給付が完了しております。

次に、副反応疑い件数及び症状についてでございます。

予防接種法に基づき、医師が報告を行う副反応疑い報告制度により、厚生労働省が把握したものを県を通じて情報提供を受けたものでございます。件数は20件となっており、うち17件は報告基準には満たない通常の副反応、3件が副反応疑い報告基準に該当する症状でございました。

次に、副反応リスクに関する周知につきましては、公共施設にチラシの設置及びホームページへの掲載、接種券の郵送時チラシを同封、ワクチン接種後は接種者全員にチラシの配布などを行い、周知徹底を図っております。

説明は以上でございます。

○委員長（西村和子君） ありがとうございます。説明いただきました。質疑のある方はいらっしゃいませんか。

榎木委員。

○委員（榎木孝一君） 大変分かりやすい資料の提供ですね。ありがとうございます。私がこれ出させていただいております。

3点にわたりまして質問をさせていただきます。全て（1）の③に関しましてでございます。

まず、1点目でございます。

③国への進達件数12件とございますけれども、この12件の主な症状と、各年代、対象者の年代等が差し支えのない範囲で御説明をお願いいたします。

○委員長（西村和子君） 課長。

○健康推進課長（毛利早希君） 症状につきましては、主なものとして、アナフィラキシー様症状、急性アレルギー反応、急性心膜心筋炎などでございます。

年代につきましては、10代から70代まで幅広い年代の方がいらっしゃいます。

以上でございます。

○委員長（西村和子君） よろしいですか。

榎木委員。

○委員（榎木孝一君） 続きまして、同じく③でございますが、そのうち認定が8件とな

っております。この8件の方々の主な症状と、交付をされました医療費及び医療手当給付のそれぞれの内容、それから、人によっては1回きりの交付ではなくて一定期間、期間がある方、何か手帳が交付をされるというふうに聞いたんですけども、それらの状況をお願いいたします。

○委員長（西村和子君） 課長。

○健康推進課長（毛利早希君） まず、認定8件の方の症状につきましては、先ほど、主なものとして申し上げましたアナフィラキシー様症状、急性アレルギー反応、急性心膜心筋炎などがございます。

給付につきまして、給付済みの額としては、認定済みの8人の方、これまでの合計額ですと、医療費で約120万円、医療手当で約140万円、総額で約260万円の給付を行っております。

手帳についてでございます。認定を受けた疾病について、医療が継続して行われる方につきましては、国のほうから予防接種被害者健康手帳が交付されます。

認定8件のうち3件で予防接種被害者健康手帳が交付されておりますが、交付された方につきましても、現時点で全て治療は終わられたというところで聞いております。

以上です。

○委員長（西村和子君） 檜木委員。

○委員（檜木孝一君） 最後の質問でございます。

否認が3件というふうになってございますけども、この3件の理由でございます。それと、この方たちが、その否認結果に対しまして納得していらっしゃるのかどうか、そういった説明がなされて納得した状況なのかどうかというのを最後お聞かせください。

○委員長（西村和子君） 課長。

○健康推進課長（毛利早希君） まず、否認の理由につきましては、申請のあった症状が、医学的見地から予防接種が原因ではないと考えられるもの、また、接種から発症までの期間が長く、予防接種が原因ではないと考えられるものなどがございました。

否認については、健康推進課の職員のほうから申請者の方に丁寧に説明をさせていただいておりますので、皆様納得していただいているということでございます。

○委員長（西村和子君） ほかにございませんか。

春口委員。

○委員（春口 茜君） 副反応が出やすい方の特徴まで、分かりましたら教えていただけ

ると幸いです。

○委員長（西村和子君） 課長。

○健康推進課長（毛利早希君） 一般的には、若い方は副反応、発熱など出やすいということはあるかと思っています。

○委員（春口 茜君） 心筋炎とかは。

○健康推進課長（毛利早希君） それはもう個人個人の体調であったり、基礎疾患があったりなかったりといったことで状況が変わってくると思いますので、一概なことは申し上げられないと思います。

○委員長（西村和子君） よろしいですか。

ほかにございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（西村和子君） なければ、ありがとうございます。

じゃ、職員入替えのためしばらく休憩します。

休憩 午後 1 時17分

再開 午後 1 時18分

○委員長（西村和子君） それでは、休憩前に引き続き会議を再開します。

所管事務報告、令和6年度外部評価委員会答申及び検討方針の報告についてに進みます。

出席職員の紹介をお願いしたいと思います。

部長。

○健康福祉部長（濱崎博文君） 最後の2件でございます。所管事務報告、説明について、生活福祉課より職員が参っておりますので、自己紹介をさせていただきます。

○生活福祉課長（虫明しのぶ君） 生活福祉課で課長をしております虫明と申します。よろしくお願ひいたします。

○地域福祉担当係長（山崎健太郎君） 同じく生活福祉課地域福祉担当係長の山崎です。よろしくお願ひいたします。

○障がい者福祉担当係長（山内徳章君） 同じく生活福祉課障がい者福祉担当係長の山内です。よろしくお願ひいたします。

○委員長（西村和子君） それでは、報告をお願いします。

課長。

○生活福祉課長（虫明しのぶ君） それでは、令和6年度外部評価委員会答申及び検討方針について御報告をいたします。

では、ページをめくっていただいて2ページになります。

評価結果の概要ということで、今年度、外部評価のほうを受けまして、生活福祉課所管の事業3点が対象となっております。

まず、一つ目の事業でございます。筑紫野市社会福祉協議会運営補助事業でございます。評価結果は見直しという結果が出ております。

改善要望事項でございます。

まず、項目の一つ目、補助金交付要綱の見直しについてでございます。交付要綱内に整合性のない内容となっております。一部なっておることから、他市の類似団体について調査研究し、要綱の見直しについて検討するよう提言がなされております。

続いて、2点目です。各種事業費補助等の金額妥当性の検証でございます。社会福祉協議会の業務量を明確にし、事業費に適切な人件費が算定されているかを検証し、適切な予算計上や人員配置につなげるよう提言が出ております。

3点目です。成果指標の見直しについてでございます。事業の目的に照らし合わせたところで安定的な財政運営に寄与していると評価できるよう、生活指標を見直すよう提言が出ております。

次のページでございます。3ページになります。

項目の4番目です。社会福祉協議会のPRについてでございます。社会福祉協議会の必要性をより市民に理解してもらえよう、分かりやすく周知する方法を検討するよう提言が出ております。

続いて、5点目でございます。会費の改定についてです。現在の会費が適切かどうか調査研究をするとともに、社会福祉協議会と協議の場を設ける等、会費改定に向けた取組を検討するよう提言がなされております。

6点目です。人材育成や組織強化への取組についてということで、職員の人材育成や組織強化につながる取組を検討するよう提言がなされております。

本事業については6点の改善項目が出ております。

次のページを御覧ください。4ページになります。

先ほどの答申を受けて、検討方針のほうをまとめております。

まず、1点目、要綱の見直しについては、整合を図るよう検討を行ってまいります。

続いて、2点目、補助等の金額妥当性の検証、これにつきましては、業務量の把握方法について、社会福祉協議会とともに検討を進めてまいります。

3点目、成果指標の見直しについては、社会福祉協議会のサービス総利用者数に見直すため、適正な算出方法等について社会福祉協議会と検討を進めてまいります。

4点目、活動内容や会費の使途の周知方法の検討については、社会福祉協議会の広報紙やホームページを活用できないか協議会と検討を行ってまいります。

5点目、会費改定に向けた取組については、現在の会費について適切かどうか調査研究を含めて社会福祉協議会に改定の検討を依頼し、必要に応じて協議の場を設けてまいります。

6点目、職員の人材育成や組織強化につながる取組については、どのような取組ができるか社会福祉協議会と検討を行ってまいります。

次のページ、5ページとなります。

2点目の事務事業になります。筑紫野市災害時等要援護者支援事業でございます。

評価結果は見直しとなっております。

改善要望事項についてでございます。

まず、項目1点目です。避難行動要支援者制度への円滑な移行についてでございます。関係部署と十分に協議を行うとともに、個別避難計画策定の際はハザードマップ等の危険箇所指定されている方々を優先するなど、事務事業の手法について検討するよう提言が出ております。

続いて、項目2番目です。避難行動要支援者名簿の更新頻度についてです。名簿情報を最新の状態に保つよう国のガイドラインが示されております。移行後についても、少なくとも年に1回は名簿の更新を行うよう提言がなされております。

続いて、3点目でございます。対象者の範囲拡大についてでございます。難病患者は避難行動要支援者制度の対象と現在なっておりません。対象者へ追加を検討するよう提言がなされております。

続いて、4点目です。申請書様式の変更についてです。申請書の文字を簡潔かつ大きくするなど、記載内容の拡充を図る等、検討するよう提言が出ております。

続いて、6ページでございます。

5点目となります。支援者の充足率の向上についてです。支援者の充足率が向上しない

要因の一つとして、支援活動への不安が大きなウェートを占めていると考えられることから、支援者の方の心理的な負担感の軽減につながるような周知方法を検討するよう提言が出ております。

続いて、6点目です。成果指標の在り方についてです。現在の指標である支援者の充足率、現在目標値を60%と設定しておりますが、誰一人取り残さないインクルーシブ防災の観点から、目標値を100%に変更するよう提言が出ております。

続いて、項目の7番目です。災害等発生時の情報活用についてです。消防指令センターのシステムと連携し、避難行動要支援者の情報を確認できるような取組や、自主防災組織や消防団が名簿の情報を活用し、運用できるような方法について検討するよう提言が出ております。

次のページ、7ページとなります。

提言に対する検討方針でございます。

1点目、避難行動要支援者制度への円滑な移行についてです。危機管理課や関係課との協議を行い、それぞれの役割を明確化することで、円滑な移行ができるよう取組を進めてまいります。

2点目、効果的な個別避難行動計画の策定については、災害リスクに応じて優先度を定めるなど、個別避難計画の作成が進められるよう取り組んでまいります。

3点目、名簿の更新頻度については、年1回行うことを継続してまいります。

4点目、難病患者の名簿対象者への追加については、他市の取組等を参考に検討してまいります。

5点目、申請書様式の変更については、分かりやすい様式への改正を検討してまいります。

6点目、支援者の心理的負担軽減につながる周知方法については、負担軽減や登録者の増加につながるような周知方法を検討してまいります。

7番目、成果指標の見直しについては、避難行動要支援者制度への移行を進めていく中で検討を進めてまいります。

次のページ、8ページでございます。

最後の項目になります。8点目、名簿情報の活用方法の検討については、消防指令センターのシステムと連携することは可能であるということが確認できました。ただし、課題等がありますので、まずは関係機関との協議を進めてまいります。また、全ての自主防災

組織と情報提供の協定が締結できるように協議を進めてまいります。

以上となります。

続いて、9ページに移ります。

3点目の事務事業になります。地域生活支援事業についてでございます。

評価結果は見直しということになっております。

改善要望事項として、1点出ております。事務事業評価表の修正についてでございます。成果状況欄の記載内容と事業実績が一致していない箇所が見受けられることから、現状に即した内容に訂正するよう提言が出ております。

次のページでございます。

答申を受けての検討方針でございますが、事務事業評価表の成果状況欄を現状に即した内容に既に訂正をしております。

以上で説明を終わります。

○委員長（西村和子君） ありがとうございます。説明いただきましたが、質疑のある方はいらっしゃいませんか。

では、私のほうから、一番最初の、補助が本事業になっているというところですけど、これ具体的にどういう事業だったんですか。

○生活福祉課長（虫明しのぶ君） 2ページの改善項目1の分ですか。

○委員長（西村和子君） はい。

○生活福祉課長（虫明しのぶ君） この補助については、補助金交付要綱に沿った形で補助を出しているところですが、その補助の対象に、この事業を含めていると、筑紫野市社会福祉協議会運営補助事業を含めているというところで、本来でしたら、補助の対象とするのは社協さんで行っている事業を対象とするとするものなので、市が実施している事業が中に入っているということで、対象とならないのではないかと、ちょっとおかしいのではないかと御指摘をいただいたので、改正をするところでございます。

○委員長（西村和子君） 具体的にどういう事業だったんですか。

○生活福祉課長（虫明しのぶ君） この筑紫野市社会福祉協議会運営補助事業というのが補助の対象事業になってしまうので、この事業に対してするというのはおかしいことになりますので、そこを改めるようにという提言が出されているところです。

○委員長（西村和子君） ほかにございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（西村和子君） ないようですので、質疑を打ち切ります。どうもありがとうございました。

所管事務報告、最後です。権利擁護支援の地域連携ネットワークづくりについて報告をお願いします。

課長。

○生活福祉課長（虫明しのぶ君） それでは、権利擁護支援の地域連携ネットワークづくりについて御説明をいたします。

ページを1ページめくっていただきまして、まず、1点目でございます。権利擁護支援の地域連携ネットワークについてでございます。

このネットワークは、地域に暮らす全ての人が地域社会に参加できるようにするため、地域や福祉、行政などに司法を加えた多様な分野・主体が連携する仕組みとなっております。

令和4年に、国のほうが第2期成年後見制度利用促進基本計画を閣議決定しました。その中で、市町村による地域連携ネットワークづくりが位置づけられております。具体的には、権利擁護支援に関する相談窓口、中核機関の明確化と周知を図ること。そして、成年後見制度の周知などによる権利擁護支援の理解の促進に早急に取り組むこととなされたところでございます。

2点目、ネットワークの仕組みについてでございます。大きく三つの機能が合わさったような仕組みとなっております。

まず、1点目に、権利擁護支援チームでございます。支援が必要な人を中心とし、親族や地域、福祉、医療の関係者が協力して本人を見守り、支援などの対応を行うものでございます。

右のほうに関係図みたいなのをつくっております。ちょうど同じピンク色のものですね。本人を中心として、支援チーム、見守りのチームのことを指しております。

2点目が、協議会についてでございます。専門職団体、当事者団体などを含む関係機関団体が連携体制を強化し、これらの機関が自発的な協力を進める仕組みとなっております。権利擁護の支援チームに対して必要な支援を行うことができるよう協議の場を設けるものでございます。

右の図で緑色で示しているところでございます。司法書士会等、司法の専門職の方々、それから、地域包括支援センターなど、相談機関、こういった方々を踏まえたところで

ームを支えていくようなものになっております。

そして、3点目といたしまして、中核機関でございます。このネットワークのコーディネートを担当する中核的な機関や体制でございます。役割として5点あります。1点目が相談、2点目が広報・啓発、3番目が利用促進、4番目が受任者調整、そして最後に後見人の支援でございます。このネットワークの中核として機能を果たしていくといった位置づけになっております。

ページをおめくりください。

3番目、本市のネットワークについてです。

基本的な考え方として4点上げさせていただいております。

まず1点目が、既存業務を基に機能分散型により中核機関を設置しております。

2点目、協議会では、司法書士会などの専門職団体を交え、困難ケースの支援策の検討などを行っていきたいと考えております。

3点目、中核機関の関係者において研修や情報共有の場を通し、相談支援力の向上を図るとともに、機能強化に向け意見交換などを行っていきたいと考えております。

4点目は、意思決定支援や権利擁護に必要なサービス機能について、地域福祉の視点を持ち、追求していきたいと考えております。例えば、例でございますが、任意後見契約のオプションとしての見守りや死後事務委任等の提供、こういったものについて、将来的に検討していきたいと考えております。

下のほうに、中核機関の機能別の役割分担表を記しております。生活福祉課、高齢者支援課、保護課、そして市社協ということで、それぞれ現在でも行っているものをベースといたしまして、役割を分担しております。

まず、1番目、相談については、障がい者であったり、高齢者、それから生活困窮者等窓口としておりますので、こちらのほうで受けていきたいと考えております。

そして、2点目、3点目につきましては、広報・啓発、これまでも講演会や後見人の養成にフォローアップ研修等を行ってまいりました地域福祉担当のほうに担ってまいります。

そして、4点目、5点目の受任者調整、後見人支援につきましては、今後、このような機能も充実を図っていくということで、市社協ができないかといったところを含めたところで、今後検討を進めていく予定としております。

右のページでございます。スケジュールでございます。

まず、令和6年度に中核機関のほうを、市の部署としては令和6年12月に設置をさせて

いただきました。今後、市民等へ周知を図ってまいります。

続いて、令和7年度、翌年度でございますが、中核機関として、相談の開始、そして、同時に相談支援力の向上を図ってまいります。2点目に、利用促進の広報・講演等の啓発を実施してまいります。そして3点目、利用促進のため、研修会の開催をしてまいります。続いて4番目、協議会の開催ということで準備を進めてまいります。

このように段階的に充実化を図ってまいります。

そして、令和8年度以降について、受任者調整、後見人支援について調査研究を踏まえて実現化を目指してまいります。

以上で説明を終わります。

○委員長（西村和子君） ありがとうございます。説明いただきましたが、質疑のある方いらっしゃいませんか。

このネットワークづくりの最大の目的というのは、やっぱり御本人の方の権利をしっかり擁護していくということだと理解していいのでしょうか。

課長。

○生活福祉課長（虫明しのぶ君） そうですね。権利擁護、名称にも上げられているとおり、もちろん権利擁護支援というところもありますが、御本人の意思決定の支援とか、そういったところも含まれてくるかと思えます。これまでですと、後見人の方を選任されて、契約の手続であったり、財産の管理といったところで行われてきていたところでございますが、今後、御本人さん、例えば、食事やお洋服を選ぶとか、お買物であったりとか、福祉サービスや医療を選ぶと、こういった意思決定の支援というものがやはり必要、重要となってくるといったところで、このような福祉の側面、そして司法の側面、こういったところで連携しながら、御本人が住み慣れた地域で暮らせるようにといった体制づくりを目指すものとなっております。

○委員長（西村和子君） 生活から法的なところまでというような幅広い範囲で御本人の権利を保障していくって感じで受け取っていいということですね。

○生活福祉課長（虫明しのぶ君） はい。

○委員長（西村和子君） ありがとうございます。

ほかにございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（西村和子君） なければ、どうもありがとうございました。

○生活福祉課長（虫明しのぶ君） ありがとうございます。

○委員長（西村和子君） では、しばらく休憩します。

休憩 午後 1 時40分

再開 午後 1 時40分

○委員長（西村和子君） 休憩前に引き続き会議を再開します。

これで全ての議題を終了しました。

これをもちまして閉会いたします。お疲れさまでした。

散会 午後 1 時40分